

ご存知ですか？

# 国民年金の高齢任意加入制度

問い合わせ／大宮年金事務所（☎048-65213399）  
又は市国保年金課年金担当（内線2437）

国民年金の老齢基礎年金は、満額で780,100円（平成28年度）ですが、これを受け取るためには、20歳～60歳になるまでの40年間（480月）の国民年金保険料を完納しなければなりません。昭和61年3月以前のサラリーマン世帯の専業主婦や平成3年3月以前の学生は、国民年金へ加入するかどうかは、本人の意思で決められていました。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、それに応じて年金額も少なくなります。

このため、国民年金には、本人の申込みにより60歳以上の方も希望すると加入することができます。

## 任意加入

60歳～65歳未満で加入期間が短く年金を受け取るための必要な期間（25年）が不足している方、年金額を満額に近づけたい方は60歳の誕生日の前日から国民年金に任意加入し保険料を納付することができます。

※老齢基礎年金受給中又は厚生年金・共済年金に加入している方は加入できません

## 特例任意加入

昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳までに受給資格期間（25年以上）を満たしていない場合、受給資格を満たすまで（最長70歳まで）加入できます。

### 【共通事項】

加入の申込みをされる方は、保険料の納付方法は原則口座振替になります。ただし、口座を持っていない場合や、資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合など、正当な理由がある場合には、現金で納付することも可能です。

申込み／年金手帳（本人・配偶者）、印鑑、預貯金通帳、通帳届出印、共済組合加入期間確認通知（共済加入期間がある方）、戸籍謄本（必要の場合あり）を持参し、国保年金課年金担当又は両支所福祉グループ

## 関係団体と協定を締結

### 災害時における歯科医療救護活動に関する協定

6月21日、市と（一社）埼玉県北足立歯科医師会、（一社）埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部が「災害時における歯科医療救護活動に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害時における歯科医療救護活動を円滑に実施するため、歯科医療救護班の要請や救護所における応急処置、身元不明者の確認等について協力をお願いするものです。



### 鴻巣市犯罪情報の住民提供等に関する協定

6月23日、鴻巣警察署、市、自治会連合会が「鴻巣市犯罪情報の住民提供等に関する協定」を締結しました。

この協定は、住民生活の安全・安心を図るため、三者が連携して犯罪情報の提供及び注意喚起を行い、市民の皆さんを犯罪被害から守ることを目的とするものです。

